


意見書

平成23年8月1日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

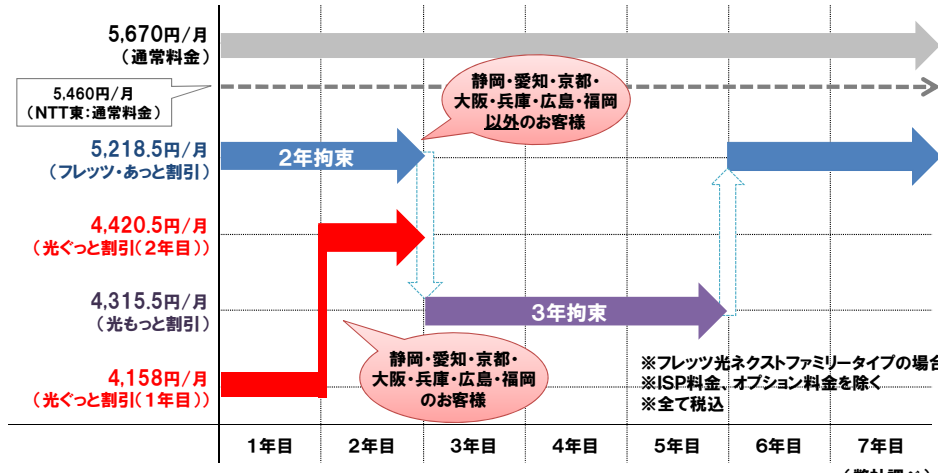
郵便番号 530-6116
(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう
住所 大阪市北区中之島3丁目3番23号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ
氏名 株式会社 ケイ・オプティコム
だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお
代表取締役社長 藤野 隆雄
連絡先 経営戦略グループ
電話番号
電子メールアドレス

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

| 検証の対象 | 意見 |
|--------------------|---|
| 1 指定電気通信設備制度に関する検証 | <p>(2)第二種指定電気通信設備に関する検証</p> <p>①規制対象の拡大</p> <p>現在、大手モバイル事業者の顧客規模は、固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長しており、既に大きな影響力を保持しております。</p>  <p>また、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、影響力を拡大しつつあります。</p> <p>《事例》・自グループ内の携帯電話・固定電話間における通話料金の無料化 ・自グループ内の利用料金の一括請求化 ・携帯電話ショップでの自グループのブロードバンドサービスの販売</p> <p>そもそも、有限希少な周波数の割当てを受けているモバイル事業者には、一定の規制が必要と考えます。</p> <p>そのため、少なくとも、上位3社のモバイル事業者を、第二種指定電気通信設備制度（接続規制・行為規制等）の対象とすることについて検討が必要と考えます。</p> <p>②接続規制の強化等</p> <p>有限希少な周波数の利用が前提となるモバイル市場においては、MVNOによる競争が重要であります。</p> <p>しかしながら、MVNOが競争力のある価格で自由度の高いサービス提供を行う等して、MNOと競争を展開していけるだけの条件は、まだ十分整っていないため、まず次の事項等について、取組んで頂くことが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇接続メニューや卸電気通信役務メニューの多様化（データ通信、音声通信等） ◇接続料や卸電気通信役務料金の妥当性・適正性検証、および当該検証に資する情報の開示 ◇SIMフリー端末の拡大やソフトSIMの導入による端末のオープン化 <p>また、MVNOによる競争のベースとなる接続制度に関して、第二種指定電気通信設備制度では、接続約款が届出制であること、スタックテストの制度がないこと、制度運用がガイドライン中心であること等、第一種指定電気通信設備制度と比較すると、透明性・検証可能性に欠ける部分が多いため、第一種指定電気通信設備制度並の接続制度を導入することについても、検討が必要と考えます。</p> |

| 検証の対象 | | 意見 |
|---|-------------------------------|--|
| 1 指定電気通信設備制度に関する検証 | (2)第二種指定電気通信設備に関する検証 | <p>③禁止行為規制の強化等</p> <p>前述のとおり、固定通信の各市場を凌ぐ顧客規模を持つモバイル事業者を有する企業グループが、その顧客基盤等をもとに、情報通信市場全体に影響力を拡大しつつあります。</p> <p>そのため、情報通信市場全体での公正競争環境確保のため、少なくとも上位3社のモバイル事業者に対し、自社グループ内固定通信事業者と、他の固定通信事業者との同等性確保を義務付ける等の措置を講じることについて検討が必要と考えます。</p> |
| 1 指定電気通信設備制度に関する検証 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 | (3)禁止行為に関する検証 (1)検証の対象 | <p>①販売代理店等による不審な営業活動</p> <p>NTT西日本の販売代理店による加入電話ユーザ・ADSLユーザをターゲットとした電話でのフレッツ光の勧誘が、引続き散見され、加入電話の加入者情報や接続情報の流用の疑念が拭いきれません。</p> <p>しかしながら、電話や口頭での営業の場合、証拠が残りにくく、競争事業者による実態確認には限界があります。</p> <p>そのため、再委託や再々委託等の間接的な契約先を含め、NTT西日本の全販売代理店を継続的に調査する等、徹底した措置が必要と考えます。</p> <p>また、営業現場において、NTT西日本の販売代理店や販売員が、お客様に対して、次に例示するような、消費者保護の観点から好ましくないうえ、不当なユーザ囲い込み営業によって競争を阻害する行為も見受けられます。</p> <p>《事例》・弊社サービスがNTT西日本のサービスに比べ大きく劣後するかのよう、根拠不明の誤ったサービス内容(品質、料金、サポート等)を伝えて、NTT西日本のサービスに誘導するケース</p> <p>・NTT西日本の割引制度の一つである「光もっと割引」に関して、ユーザの違約金や拘束期間等に対する認識が十分ないまま、電話案内のみでもって割引適用させているケース</p> <p>この点からも、NTT西日本が販売代理店を十分管理監督しているか、疑問がありますので、このような不適切な営業活動の早期是正を含めて、NTT西日本による全販売代理店に対する管理監督の徹底を、強く要望するものであります。</p> <p>加えて、総務省においては、NTT西日本による販売代理店に対する管理監督徹底の実効性を担保するため、電気通信事業法等でNTT西日本に課せられている規制が委託会社・代理店においても遵守されるよう、資本関係のない委託会社・代理店への管理監督義務の明確化等を、早期に実施すべきであると考えます。</p> <p>あわせて、NTT西日本に対して、代理店契約の打ち切りも念頭に、断固とした姿勢をもって全販売代理店を管理監督するよう、指導頂くよう要望いたします。</p> |

| 検証の対象 | | 意見 |
|---------------------------|---------------|--|
| 1 指定電気通信設備制度に関する検証 | (3)禁止行為に関する検証 | <p>②「フレッツ・テレビ」の広告表示等</p> <p>NTT西日本の販売代理店が配布しているチラシにおいて、「フレッツ・テレビは、NTT西日本の商品です」と明記されているものが、いまだ見受けられます。</p> <p>また、当該チラシには、NTT西日本による広告審査の証跡と思われるコードが記載されていることから、NTT西日本が実施するとしている広告審査についても、形骸化もしくは機能不全化を窺わせます。</p> |
| 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 | (1)検証の対象 | <p>そもそも、サービス名称に「フレッツ」を使用していること、広告等で「NTT西日本の会社名やキャラクター」を使用していることで、「フレッツ・テレビ」がNTT西日本の放送サービスであると消費者が誤解する状況のまま、CMによるマス訴求を拡大しております。</p> <p>以上の状況を踏まえると、これまでの措置では不十分であることが明らかですので、次のような、より一層の措置を講じる必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇放送サービスに関して、「フレッツ」ブランドの利用禁止 ◇NTT西日本による「フレッツ・テレビ」の販売の禁止 <p>加えて、「フレッツ・テレビ」は、それぞれの市場で独占的な支配力を持つNTTグループとスカパーJSATによって、子会社等を介した複雑な資本関係のもと提供されていることから、そのなかで排他的な結合や連携が生じていないか、利用者料金設定に何らかの影響を与えていないか等について検証することも、引き続き重要と考えます。</p> |

| 検証の対象 | (3) 禁止行為に関する検証 | 意見 |
|---------------------------|----------------|--|
| 1 指定電気通信設備制度に関する検証 | (3) 禁止行為に関する検証 | <p>③「光ぐっと割引」「光もっと割引」等の割引制度の適正性検証</p> <p>NTT西日本においては、適用期間が長期にわたる割引制度を複数設定(「光ぐっと割引」※¹、「光もっと割引」※²、「フレッツ・あっと割引」※³)しており、これにより、NTT東日本よりも接続料が高いにもかかわらず、NTT西日本のフレッツ光の実勢価格は、NTT東日本の通常料金と比較して大きく下回っております。</p> <p>そのため、このような割引制度を適用した後の利用者料金について、原価を下回る競争阻害的な水準となっていないか、検証頂くよう要望いたします。</p> |
| 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 | (1) 検証の対象 | <p style="text-align: center;">NTT西日本フレッツ光料金の実勢価格</p>  <p>また、静岡県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・広島県・福岡県に限った割引制度である「光ぐっと割引」については、地域毎に提供料金を変えることの合理的な理由(世帯数の多い都市部は設備の稼働率が高く、他地域に比べ提供コストが安い等)が希薄になっていると思われるうえ、利用の公平の観点からも好ましくないと考えますので、NTT西日本に対して改善指導を行う等、早期に措置頂くことを要望いたします。</p> <p>※¹ 利用地域が静岡県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・広島県・福岡県で、新規に申込みのお客様に対し、利用開始から最大2年間、月額利用料を割引くもの</p> <p>※² フレッツ光を2年以上継続して利用しており、かつ「フレッツ・あっと割引」の継続利用期間の2年を満了したお客様で、3年間の継続利用を約束した上で申込みのお客様に対し、最大3年間、月額回線使用料を30%割引くもの</p> <p>※³ 2年間の継続利用を約束した上で申込みのお客様に対し、月額回線使用料を10%割引くもの</p> |

| 検証の対象 | | 意見 |
|---------------------------|---------------|--|
| 1 指定電気通信設備制度に関する検証 | (3)禁止行為に関する検証 | <p>④販売代理店を通じたNTTグループの一体営業</p> <p>販売代理店でのNTT東西・NTTコミュニケーションズ・NTTドコモの各サービスの一体的な販売活動について、これまでの競争セーフガード制度の検証において、各事業者から多くの問題提起がされてきました。</p> <p>たとえ、販売代理店を通じてであっても、特定関係事業者やドミナント事業者同士のサービスを一体的に販売することは、公正競争を阻害するものであり、そもそもNTT再編や指定電気通信設備制度の趣旨に鑑みれば許されないものと考えます。</p> |
| 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 | (1)検証の対象 | <p>また、「委託会社や販売代理店を介せば何でもできる」となると、県域等子会社を通じた活動と同様に、規制の抜け道になります。</p> <p>そのため、まず、NTT東西・NTTドコモ・NTTコミュニケーションズ等、NTTグループ各社において、自社の販売代理店が他のNTTグループ会社の販売代理店を兼ねることを禁止する等の措置を講じるべきであります。</p> <p>また、総務省においては、当該措置の義務化や、電気通信事業法等でNTTグループ各社に課せられている規制が委託会社・販売代理店においても遵守されるよう、資本関係のない委託会社・販売代理店への管理監督義務の明確化等を、早期に実施すべきと考えます。</p> <p>特に、昨今、NTTグループが資本参加する事業者が提供する放送サービス(「フレッツ・テレビ」「ひかりTV」)を含めた、一体的な販売活動が加速しており、今後も拡大していく可能性が高いと考えます。</p> <p>そもそも、放送事業への参入が許されないNTT東西自身が、放送サービス(「フレッツ・テレビ」「ひかりTV」)を取扱うこと自体が問題であるため、早急に取り扱いを禁止すると同時に、当該規制の抜け道とならないよう、販売代理店におけるNTT東西のフレッツ光と放送サービスとのセット販売についても禁止する等の措置を講じるべきと考えます。</p> |

| 検証の対象 | | 意見 |
|---------------------------|---------------|--|
| 1 指定電気通信設備制度に関する検証 | (3)禁止行為に関する検証 | <p>⑤NTTグループのグループドミナンスの拡大</p> <p>NTTグループにおいては、指定電気通信設備制度、NTT再編時等に係る公正競争要件における規制を形式的にはクリアしつつも、実質的にはグループ内に閉じた連携が進んでいる状況にあると認識しております。</p> <p>《事例》・NTT IDログインサービス(NTTドコモ・NTTコミュニケーションズ等のID連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> … オープンな技術を採用しているが、名称やアイコンに「NTT」を使用する等、NTTグループ色を前面に出し、実質的にNTTグループ以外の会社が参加しにくい排他的な仕組み |
| 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 | (1)検証の対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・光ポータブル(NTT東西のモバイルWiFi ルータ) <ul style="list-style-type: none"> … NTT東日本によるレンタル開始時、NTTドコモのSIMロック端末とSIMフリー端末の2機種を投入 ・マイエリアサービス(NTTドコモのフェムトセル基地局) <ul style="list-style-type: none"> … サービス開始時、NTT東西のフレッツ回線のみに対応 (他社回線にて容易に対応できる仕様でない) ・販売代理店での一体販売 <ul style="list-style-type: none"> … 販売手数料等を原資に、NTTグループサービスのセット割引が可能 <p>このようなNTTグループ内に閉じた連携は、個々の分野で保有する市場支配力を情報通信市場全体に拡大していくことに繋がるため、グループドミナンスの排除の観点から、次のような行為規制の厳正化が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇他事業者に先行してドミナント事業者同士のアライアンス協議を行うことの禁止 ◇NTTグループ内に閉じた技術仕様を採用することの禁止 ◇NTTグループ連携サービスでの「NTT」「フレッツ」ブランドの利用の禁止 <p>また、委託会社・販売代理店を通じた不透明なグループ連携を抑止するため、電気通信事業法等でNTTグループ各社に課せられている規制が委託会社・販売代理店においても遵守されるよう、資本関係のない委託会社・販売代理店への管理監督義務の明確化等も、早期に実施すべきと考えます。</p> |

| 検証の対象 | | 意見 |
|---------------------------|---------------|--|
| 1 指定電気通信設備制度に関する検証 | (3)禁止行為に関する検証 | <p>⑥「活用業務制度」の是非</p> <p>活用業務によるNTT東西のなし崩し的な業務範囲の拡大が、公正競争環境を阻害し、NTTグループの情報通信市場におけるシェアの高まりの原因となっております。</p> <p>このようななし崩し的な業務範囲の拡大は、公正競争環境を確保するために行われたNTT再編の趣旨に反することが明らかであることから、何よりもまず、活用業務制度の廃止を含め、NTTグループ全体の在り方を検討すべきと考えます。</p> <p>加えて、これまで認可された活用業務についても、以下の観点から「電気通信事業の公正競争確保に支障を及ぼすおそれ」等が存在する状況にあることが明らかであるため、認可の取消しを含め、その是非を検討すべきであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇活用業務を前提として構築されているNGNにおいて、既に過大な投資と、設備や職員等の経営資源の過度な投入がなされている ◇NTT東西の主力サービスの殆どが活用業務を利用したものとなり、当該サービスが本来業務の地域電気通信業務と比較し、無視できない規模に拡大している ◇過去の認可事例において、1つの認可を皮切りに、それを先例として活用業務を積み重ねている状況を鑑みると、今後も過去認可された活用業務をベースに次々と業務範囲が拡大され、情報通信市場の公正競争環境を更に阻害していくことが明らかである ◇一昨年発生したNTT西日本による接続情報の不正提供事案を踏まえると、過去認可申請のなかでNTT東西が講じるとしていた「営業面でのファイアウォール」に係る措置が不十分であったことが明らかであり、またNTT東西に対する機能分離や子会社等への管理監督義務に係る措置が実行されていない現段階では、「営業面でのファイアウォール」の不備が解消されていない ◇実施状況等の報告・公表に関して、いまだ非公表の事項が多いため、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」の規定を、十分満たしていない <p>なお、先般成立した改正NTT法にて、活用業務に係る手続きが、現行の「認可制」から「事前届出制」へと見直されたことにより、なし崩し的な業務範囲拡大が、更に進み、NTT東西の独占回帰に繋がると強く懸念しております。</p> <p>そのため、本来は廃止すべき活用業務制度によって、これ以上の業務範囲拡大が進まぬよう、「事前届出制」においても、省令・ガイドラインにて、次のような公正競争確保のための措置を講じるとともに、厳正に運用頂くことを強く要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇活用業務として届出可能な業務・条件を事前に明示 ◇届出前に内容を公表することを含め、競争事業者の認知から活用業務開始予定までの期間を十分確保 ◇届出内容に、競争事業者の意見を反映できるよう、公の場の設置 |
| 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 | (1)検証の対象 | |

| 検証の対象 | 意見 |
|-------|---|
| その他 | <p>過去の行政指導に対する措置の再検証、監視機能の強化</p> <p>一昨年発生したNTT西日本による接続情報の不正提供は、NTT西日本における従来からの措置が不十分であったことに加え、2007年度の検証結果に基づく行政指導に対する取組みが不十分であったことにも起因するものであります。</p> <p>このため、2007～2010年度の検証結果に基づく累次の行政指導に対してNTT東西が実施するとした措置について、実効性があったか、継続的に機能しているか等を検証するとともに、さらなる措置の実施を指導することが必要と考えます。</p> <p>また、電話・口頭での活動は証拠が残りにくく、ましてNTTグループやNTT東西内部の状況は認知すらできないため、競争事業者による実態調査には限界があります。</p> <p>そのため、競争セーフガード制度の実効性をさらに高める観点から、外部による客観的な検証と適正性の担保が可能となるよう、より透明性の高い第三者による監視・検査等の仕組みを導入することを検討すべきと考えます。</p> |

以 上